

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月18日提出

石垣市長 中山義隆

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 登野城漁港浮棧橋（1）新設工事（その 2）  
（令和 5 年 9 月 19 日可決）
  
- 2 契約の相手方 沖縄県石垣市字大川 1367 番地 1  
有限会社 東洋工業  
代表取締役 後上里 洋一
  
- 3 専決処分の内容  
契約金額中「222,453,281 円」を「223,185,600 円」に変更する。

令和 6 年 2 月 29 日

石垣市長 中山 義 隆

### 理 由

登野城漁港浮棧橋（1）新設工事（その 2）において、設計変更に伴い契約金額に変更が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。